平成31年度実施向け 提案型協働事業制度

制度の目的

本制度は、地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、市民からの提案をもとに市民と行政がそれぞれの特性を生かし、認め合いながら、協働して地域課題の解決を図ることを目的とする。

制度の概要

市民団体に次のような事業提案を募集し、提案団体と関係課の協議及び選考会を経て採択された事業を平成31年度の事業としてモデル的に実施する。

- ◇ 公益性、社会貢献性があり、地域課題や社会的課題の解決が図れる事業
- ◇ 市民と行政が適切に役割分担でき、協働による相乗効果が期待できる事業
- ◇ 市の事業として現在確立されていない事業
- ◇ 先進性、先駆性等、工夫やアイデアがあり、市民の視点から企画された事業
- ◇ 尼崎市の総合計画の方向性に沿った事業

【選考結果】

審査委員

学識経験者 久隆浩(ひさたかひろ) 近畿大学総合社会学部 教授

市民代表 桑山 信子(くわやま のぶこ) ※(書類審査のみ出席) 公益社団法人長寿社会文化協会地域活動ポイントWACゆずり葉 代表

税理士 小早川 典子(こばやかわ のりこ) 小早川典子税理士事務所 所長

市民代表 山下 勝之(やました かつゆき)

尼崎市市民運動推進委員会 副委員長



	11月26日卿 提 案 👚 🤲	→	協議後の提案団体及び関係課意見	→ 審査委員意見 ※	→ 結 !	果
П	園田地区連携会議 そのだ会 (代表世話人 橋本 創)	関係課 包括支援	2月23日協議実施	2月12日、3月12日審査会実施		
	事業名: :在宅看取り(療養)協働事業「みんなで目指す"園田まるごとケア"」~我がまちの看取りを"語ろう""学ぼう""つながろう"~	担当 高齢介護 課	○包括支援担当としても、在宅療養・在宅看取りの市民周知に力を入れている中で、そのだ会のような住民に近い地域の団体と協働できることは、有意義であると感じる。 ○現在は協議体との情報共有や連携が、共通の構成員である個人に頼りがちだが、今後はそのだ会が医療機関・介護事業所・福祉関係者などを東ね、連携をリードする役割が大切であると感じている。 ○今年度の取組については、企画・運営や当日のファシリテートなどを外部の団体に頼る部分が大きかったが、次年度は蓄積したノウハウを活用し、また、ファシリテーター養成講座等を通して、そのだ会自身が、自団体の想いを実行に移す力(企画力・運営力・ファシリテート力)を養うと同時に、そのだ会内外の本事業に参画するメンバーを募ることにも注力することが必要であると考える。	○既存の協議体との情報共有を行い、相互の会 	採択	
佐案型 ————————————————————————————————————	団塊の世代が75歳以上となる2025年に備え、地域包括ケアシステム(最期まで自分らしく暮らすことができる地域づくり)に向けた取組が本市でも進められている。その中で、住み慣れた地域で最期まで暮らしたいという市民の思いと実態にはギャップが生じている。そこで、地域住民、専門職及び行政が考え話し合う機会を通して、在宅看取り(療養)が可能な地域づくりを推進することを目的として啓発及び協議の場を設ける。本市に既設の協議体よりもより小さな単位の「地域、町」を対象に、在宅看取り(療養)というテーマについて、先進事例や取組を共有し、参加者全員で対話を行い、町単位での最期まで自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指す。また、住民同士で話し合い、医療・介護・福祉の専門性を持った多職種が関わることで、顔と役割の見える関係を築いていく。			〇提案団体や事業にかかわる専門職のファシリテート能力の向上が重要。ファシリテーター養成講座の実施にあたっては、受講者がファシリテーションの本質を理解し、事業実施時にその能力を的確に発揮できるよう、講座実施の趣旨や目的を十分に講師と共有すること。 〇本制度を活用した形での事業実施は来年度までとなるが、その1年間でモデルが完成できない可能性があることもふまえ、再来年度以降も協働		
	・事業内容の企画 行・市民、各行政への広報 改政・市内の在宅看取り(療養)を支援する医療・介護・地域資源等の把握・他の担当課、諸団体との調整、連絡 ・問合せ対応	だ		【結論】申請のあった金額を補助することとして 採択する。		